

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 岩手国民年金 事案 424

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和42年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年1月から43年3月まで

当時、私は、A区からB町（現在は、C市）に転入して、長男を出産しており、その後、申立期間の保険料はD出張所で納めていたので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月の国民年金被保険者の転入手続は、申立人が出産を控えていたため申立人の父が行ったとし、国民年金保険料は、申立人の長男出産後の同年8月あるいは9月に、申立人自身がD出張所で納付したとしており、国民年金加入手続及び転入後の保険料納付についての記憶が具体的かつ鮮明であり、納付したとする申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和42年1月から同年9月までの国民年金保険料を同年8月あるいは9月に納付し、同年10月から43年3月までの保険料は、出張所で毎月納付したとしているところ、C市では、当時、出張所で保険料の領収ができたとし、過年度保険料についても出張所における集合徴収等の案内をしていたとしており、申立人の主張と符合する。

さらに、申立人は、国民年金と厚生年金保険の切替手続をその都度適切に行っている上、申立期間以外に未納が無いなど、年金制度への理解が深く、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年3月まで

私は結婚を控えていたが、会社が厚生年金保険に入っていなかったため、市役所で国民年金に加入した。母が姉夫婦の国民年金保険料と一緒に私の分も納付したはずであり、未加入の記録に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年3月に結婚を控えていたため何事もきちんとしたいと考えて国民年金に加入したとしており、53年10月ごろにA市役所で国民年金の加入手続と国民健康保険の加入手続を別の日に同じ窓口で行ったと述べるなど、加入に至る契機や経過についての記憶が具体的かつ鮮明である。

また、A市では、当時、国民年金及び国民健康保険の加入手続を同じ窓口で行うことができたとしており、仮に、同じ人が別の日にそれぞれの手続を行うとしても同様であるとしている。

さらに、申立人の姉は、申立人が昭和54年3月に結婚するまでは、申立人は申立人の母や姉夫婦と同居しており、申立人の母が申立人と姉夫婦の国民年金保険料の納付書を持って市役所で納付していたと証言していることから、申立内容は基本的に信用できる。

加えて、申立人の母が申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の姉夫婦の申立期間の保険料は納付済みである上、申立人の母の保険料は全期間納付済みであることから、申立人の母の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から52年3月まで

当時、私は、退職後ちょっと間をおいて、国民年金と国民健康保険に加入しなければと思い、役場窓口に行き加入手続をして保険料を2年分納付した記憶がある。その時の窓口係員の名前も記憶があり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、その時期は、退職後、間もない昭和46年12月ごろか、国民健康保険に加入した49年4月ごろかは定かではなく、手続方法などの細かいことは分からないとしており、具体的な加入時期については不明である。

また、申立人は、加入手続を行った際に、役場窓口で2年分の国民年金保険料を納付したとしているが、仮に昭和49年4月ごろに加入手続を行ったとすると、当時、A町では、役場窓口では現年度保険料のみ領収し、過年度保険料は取り扱っていなかったとしており、一方、46年12月ごろに加入手続を行ったとすると、制度上、翌年度以降の保険料を納付することはできないことから、申立人の主張に不合理な点がみられる。

さらに、申立人は、初回の保険料を納付したとする窓口担当者の氏名を記憶しているとしているが、A町では、当該職員の町民課窓口における担当期間は、申立期間後の昭和52年4月から54年3月までであったとしており、申立人の主張とは符合しない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月に払い出されており、その時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立人は、A町以外に住民票の異動が無いなど、別の年金手帳記号番号が払い

出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで  
免除期間の国民年金保険料を納めてくださいという通知のはがきが届き、私は、夫の指示で夫婦二人分の保険料 5 万円を地区の役員に納めた。免除のままであることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除期間の国民年金保険料を納めてくださいという通知が届き、申立人の夫の指示で地区の役員に納めたとしているが、一方で、申立人は通知のはがきを見ていないとしており、納めたとするお金も国民年金保険料であったのか分からないと述べるなど、申立人の主張に不合理な点がみられる。

また、申立人は、追納したとする金額を夫婦二人分で 5 万円としているが、申立期間の追納に要する保険料は夫婦二人分で 2 万 8,200 円となり、追納したとする金額と実際の保険料との間に差異がみられる上、一緒に追納したとする申立人の夫の納付記録も、申立期間は免除期間となっている。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。